

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和6年度	次回見直し予定	令和11年度
条 例 名		クリーニング業法施行条例			
条 例 番 号		平成14年神奈川県条例第69号	法 規 集	第8編第6章第1節	
所 管 室 課		健康医療局生活衛生部生活衛生課			
条 例 の 概 要		クリーニング業法第3条第3項第6号の規定に基づき、営業者がクリーニング所において講ずべき必要な措置を定めるとともに、クリーニング所の検査等に係る手数料を定めている。			
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、クリーニング業法の規定により条例で定めるところとされている営業者が講じなくてはならない衛生上の措置等について定めるものであり、また、クリーニング所の検査の手数料も定めていることから、必要な条例である。			県所管域におけるクリーニング所施設数 R3 917 R4 874 R5 823
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例で定める衛生上必要な措置として定める事項は、クリーニング所における衛生を確保する上で有効に機能している。			
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で定める衛生上必要な措置として定める事項は、いずれも明確かつ限定的なものであり、効率的である。 また、手数料の規定内容は、明確であり、効率的である。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例で定める事項は、公衆衛生の確保に資するものであり、「新かながわグランドデザイン」の主要施策Ⅵ「危機管理・くらしの安心」の施策体系に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、クリーニング業法等関係法令の規定に基づく内容となっており、憲法、法令に抵触しないものである。			
	その他				
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。			理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	4 改正及び運用の改善等を検討する。				
	5 廃止を検討する。				